

# 平成17年度市場モニタリングテスト結果

## 家庭用品品質表示法に係る試買テスト

### 「バケツ」

(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

平成17年度に、家庭用品品質表示法の対象商品である「バケツ」について、同法の合成樹脂加工品品質表示規程(以下「表示規程」という。)に対する遵守状況を調査するため、試買テストを行いました。

テストの実施にあたっては、合成樹脂製バケツ20銘柄を市場から購入し、テスト対象商品としました。

当該品目は、表示規程に定められた表示項目である原料樹脂の種類、耐冷温度、容量、取扱い上の注意、表示者名等を表示する必要があります。テストの結果、20銘柄中4銘柄が表示規程に不適合でした。

主な不適合内容は、原料樹脂の種類の表示が誤っていた又は無いことなどです。

不適合事項の詳細は次のとおりです。

不 適 合 内 容		銘柄数( )
原料樹脂の種類	原料樹脂の種類について規定される用語を用いて表示していなかった。また、取手部分に相当する原料樹脂の表示がなく、使用部分ごとに分離表示をしていなかった。	1
	本体と取手部分の原料樹脂の種類が異なっていたが、取手部分の原料樹脂の表示がなかった。	3
取扱い上の注意	取扱い上の注意に関する表示がなかった。	1
表示者名	表示者名が登記されていない英語表記であった。	1

( ) 1銘柄で複数の不適合事項に該当するものは重複集計している。

なお、当機構では、不適合と考えられる表示を行っていた表示者に対して、テスト結果を提示し当該表示者の見解及び対応策について聴取を行い、テスト結果と共に経済産業省に報告しました。この報告に基づき、経済産業省から当該表示者に対し改善指導が行われました。